4　試験の場所等

⑴　試験の場所　札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市

⑵　受験地の指定　⑴のうち受験者が受験願書に記載した場所を受験地として指定する。

⑶　受験地変更の取扱い　受験願書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により、受験地の変更を希望する受験者は、受験願書を提出した地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、書留郵便で、変更受験地及びその理由を平成27年９月10日（木）までに届け出ることとする。

5　受験手続

⑴　受験願書及び試験免除申請書の提出先　受験者の住所地を管轄する地方農政局長に郵送又は持参により提出する。

⑵　受験願書及び試験免除申請書の受付期間　平成27年７月17日（金）から平成27年９月４日（金）まで（郵送による場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

⑶　受験願書用紙等の交付　受験願書用紙等（受験願書用紙、試験免除申請書用紙及び受験の手引をいう。）は、平成27年７月17日（金）から平成27年８月25日（火）まで農林水産省農村振興局、各地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び各都道府県土地改良事業団体連合会において交付する。

郵送による交付を求める場合には、封筒の表に赤字で「土地改良換地士資格試験受験願書用紙等請求」と書き、92円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

なお、受験手続に関し不明な点については、農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号、郵便番号100―8950、電話番号03―6744―2192）に問い合わせること。

6　合格者の公表　合格者の公表は、平成27年11月17日（火）に官報に掲載するとともに、各地方農政局、国土交通省北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局の掲示場に掲示して行う。

なお、合格者には合格証書を交付する。

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成二十七年七月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　地図及び簿冊の名称及び表示されている地域　別表一及び別表二のとおり

二　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）

三　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

四　閲覧場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
国土交通省国土政策局国土情報課内　電話〇三（五二五三）八三五三

五　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

別表一

地図及び簿冊の名称	地図及び簿冊に標記されている地域
五万分の一土地分類基本調査成果図及び簿冊	全国
二十万分の一土地分類基本調査成果図及び簿冊	全国
五万分の一土地保全基本調査成果図及び簿冊	周鳥地老辺宮有辺県城珠辺県城島、茨県山崎広島阪浅城仙岡市神間県台辺、周・山饗市辺淡周ケ及秋辺路辺崎ぴ田剣地、長岡巻秋山城、野辺市田北部島市、周市地根西相辺周域、松地湾埼辺、長江域北玉能崎市、西県代県岡御地久市長辺岳域喜周崎、南、市辺市広麓三周
二十万分の一土地保全基本調査成果図及び簿冊	全国
五万分の一土地分類基本調査（土地履歴調査）成果図及び簿冊	知川辺三大市県高岡都辺松山市県圏周周岡周辺山辺、市愛周静辺県、県松広島岡市周広島辺、市高周浜知辺松、市高香周
五万分の一土地分類基本調査（垂直調査）成果図及び簿冊	新仙広三潟台島大県市県都新周広市潟辺島圏市、市周静周辺、福岡辺岡辺、県岡静北県山岡海福県市道岡岡周札市・市、市北周浜周辺松辺、州市、周宮周辺城辺、県

別表二

地図及び簿冊の名称	地図及び簿冊に標記されている地域
水基本調査（主要水系調査）成果図及び簿冊	全国（一級河川一〇九水系）
帳水基本調査（地下水調査）全国地下水資料台	全国
書水基本調査（地下水マップ）成果図及び説明	都地川群伊域地馬勢湾域、域地湾周近畿新茨地滋辺地域城域、大静木後・阪岡地域佐兵域、千平賀庫、富葉野近山・地畿地東域京、埼域、石神玉京川奈・
解水基本調査（地下水調査）地下水情報図及び説書	大神奈野市川周県辺西部地域、熊本県熊本市周辺、福井県

資　料

機械受注統計調査報告（平成27年５月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。